

2 健康福祉局の計画・構想等

(令和6年4月1日現在)

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
災害応急救助物資の 備蓄・調達方針〔R4.3〕		【目的】広島県地域防災計画に基づく、被災者への迅速で円滑な災害応急救助物資の備蓄及び調達並びにその搬送体制の確立を図る。 【内容】県として必要な物資の備蓄（数量、品目等）及び調達並びに搬送体制に関する基本的指針についての検討報告書	
ひろしま子供の未来 応援プラン 〔R2.3〕	R2～R6 年度	【目的】すべての子供たちが、育成環境の違いに関わらず、健やかな夢を育むことのできる社会の実現を目指す。 【内容】次世代育成支援の具体的な目標やその推進方策を定めた行動計画	次世代育成支援 対策推進法 第9条
広島県ひとり親家庭 等自立促進計画 〔R2.3〕	R2～R6 年度	【目的】ひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭・寡婦）の自立支援等の総合的・計画的な施策の推進を図る。 【内容】子育て・生活・就業支援体制の充実等施策の基本目標	母子及び父子 並びに寡婦福 祉法第12条
広島県子どもの貧困 対策計画 〔R2.3〕	R2～R6 年度	【目的】国が策定した子供の貧困対策大綱に呼応した県の施策の総合的な推進を図る。 【内容】貧困の状況にある子供やその保護者に対する教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援の推進	子どもの貧困 対策の推進に 関する法律第9 条
ひろしまDV防止・被害 者支援計画（第4次） 〔R3.3〕	R3～R7 年度	【目的】配偶者からの暴力（DV）の防止及び被害者の保護に関する施策を定め、計画的に推進することにより、配偶者からの暴力におびえることなく心身ともに安定して暮らすことのできる社会の実現を目指す。 【内容】DV対策の基本施策やその推進のための取組を定めた計画	配偶者からの 暴力の防止及 び被害者の保 護等に関する 法律 第2条 の3第1項
広島県困難な状況に ある女性の支援計画 〔R6.3〕	R6～R7 年度	【目的】女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことのできる社会の実現を目指す。 【内容】困難女性支援法や基本方針の内容を踏まえた上で、広島県の実情に応じ、困難な状況にある女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を、総合的かつ計画的に展開する。	困難な問題を 抱える女性へ の支援に関す る法律第8条 第1項
第8次広島県保健医療 計画 〔R6.3〕	R6～R11 年度	【目的】県内どこに住んでいても、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、質が高く安心できる保健医療提供体制を地域包括ケアシステムと一体的に構築する。 【内容】保健医療圏の設定、基準病床数の算定、保健医療の推進に関する具体的な方策、疾病・事業ごとの医療連携体制等	医療法 第30条の4第 1項 がん対策基本 法 第12条第1項 健康寿命の延 伸等を図るた めの脳卒中、心 臓病その他の 循環器病に係 る対策に関す る基本法 第11条第1項 高齢者の医療 の確保に関す る法律 第9条

広島県がん対策推進計画（第8次広島県保健医療計画と一体策定） 〔R6.3〕	R6～R11 年度	【目的】「がんで死亡する県民の減少」の実現に向けた総合的な施策の推進を図る。 【内容】がん対策の3つの柱（がんの予防・がん検診、がん医療、がんとの共生）による「がんで死亡する県民の減少」の実現に向けた目標、具体的な取組、各主体の役割と行動計画	がん対策基本法 第12条第1項
広島県医療費適正化計画（第8次広島県保健医療計画と一体策定） 〔R6.3〕	R6～R11 年度	【目的】県民の健康増進や医療の効率的な提供を通じた医療費の適正化を総合的かつ計画的に推進する。 【内容】医療費適正化の実現に向けた目標値の設定と施策の実施	高齢者の医療の確保に関する法律第9条
広島県感染症予防計画 〔R6.3〕	R6～R11 年度	【目的】新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえた感染症対策の強化を図る。 【内容】感染症に係る医療提供体制の確保やその他感染症の発生予防及びまん延防止を推進するための取組を定めた計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
いのち支える広島プラン（第3次広島県自殺対策推進計画） 〔R5.3〕	R5～R10 年度	【目的】生きる支援が日本一充実している県に向けて取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会（自殺者ゼロ）」を目指す。 【内容】自殺死亡率の減少を総括目標とし、生きる支援に関する取組を、基本施策・重点施策・生きる支援関連施策に区分して、施策の方向と具体的取組を定めた計画	自殺対策基本法第13条
広島県依存症対策推進計画（アルコール健康障害対策推進計画・ギャンブル等依存症対策推進計画） 〔R6.3〕	R6～R11 年度	【目的】アルコール健康障害・ギャンブル等依存症の段階に応じた対策を定め、不適切な飲酒・ギャンブル等へののめり込みを防止することにより、本人の健康問題や重大な社会問題の発生を低減し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。 【内容】アルコール健康障害及びギャンブル等依存症の発生（症）、進行、再発の各段階に応じた防止対策を定めた計画。	アルコール健康障害対策基本法第14条、ギャンブル等依存症対策基本法第13条
健康ひろしま21（第3次） 〔R6.3〕	R6～R17 年度	【目的】県民が一生を通して心身ともに健康であることを実感できるよう、県民の生活の質の向上と個人を取り巻く関係団体等の連携による社会環境の質の向上に取り組む。 【内容】健康寿命の延伸を総括目標とし、具体的な目標やその推進方策を定めた計画	健康増進法第8条第1項
第4次広島県食育推進計画 〔R6.3〕	R6～R11 年度	【目的】食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成を目指し、県民、関係団体及び事業者等の協働・連携により食育に関する施策を展開する。 【内容】食育推進施策の基本的な方針と目標値の設定	食育基本法第17条
広島県食品の安全に関する基本方針及び推進プラン 〔R2.3〕	R3～R7 年度	【目的】食品の安全・安心を確保し、県民の健全な食生活の実現と健康の保護を図る。 【内容】 （基本方針）行政が取り組むべき施策、生産者、事業者の役割と消費者の取組の方向性を示した指針 （プラン）基本方針に基づき、施策体系を「衛生管理」、「危機管理」、「食品表示」、「リスクコミュニケーション」の4つに整理し、生産から消費に至る各段階において、消費者、生産者、事業者及び行政の数値目標と取組を示す実施計画	
広島県食品衛生監視指導計画 〔R6.3〕	毎年度	【目的】「食品衛生法」及び「広島県食品の安全に関する基本方針」に基づき、重点的かつ効果的な立入検査及び食品の試験検査等を行い、食中毒や食品表示偽装等の未然防止を図る。 【内容】令和6年度に広島県が実施する食品衛生に関する監視指導の計画	食品衛生法第24条
広島県動物愛護管理推進計画 〔H20.3（R3.9改定）〕	R3～R12 年度	【目的】人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、地域住民、動物飼養者、関係団体、市町、広島県等が協働して動物愛護管理の推進を図る。 【内容】動物の愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針	動物の愛護及び管理に関する法律第6条

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
広島県障害者プラン (広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画)〔R6.3〕	R6～R11 年度	【目的】「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」することを基本理念として、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本的な方向を定める。市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び障害児通所支援等の提供体制の確保について定める。 【内容】分野別施策の基本的方向とプラン関連成果目標等成果目標と目標の達成に向けた取組、障害福祉サービス等の見込み量(広島県障害者プランの生活支援に関する実施計画)	障害者基本法 第11条 障害者総合支援法第89条 児童福祉法第33条の22
第9期ひろしま高齢者プラン(広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画・介護給付適正化計画)〔R6.3〕	R6～R8 年度	【目的】高齢者人口がピークとなる2040年に向けて、「介護保険制度の持続可能性の確保」や「市町ごとの地域差」といった視点を踏まえつつ、取り組むべき施策を示す。 【内容】市町老人福祉計画・介護保険事業計画の数値を基礎とし、これらの計画の達成を支援するための施策や、市町が行う介護給付等に要する費用の適正化への取組に対する支援策	老人福祉法 第20条の9 介護保険法 第118条
第4次広島県肝炎対策計画〔R5.3〕	R5～R9 年度	【目的】県内どこに住んでいても、生涯にわたって、いきいきと暮らすことができるよう、肝炎患者等が安心して治療が受けられる社会を構築する。 【内容】これまでの成果と課題を把握したうえで、重点的に展開すべき施策を明らかにし、課題に的確に対応するとともに、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、より一層連携するよう取り組むべき施策を示した実施計画	肝炎対策基本法第4条
第3次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画〔R6.3〕	R6～R11 年度	【目的】生涯を通じた県民の歯と口腔の健康づくりを支援するための施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 【内容】本県の歯科口腔保健対策の現状と課題を踏まえ、目指す姿や目標値、目標達成のための取組を示した実施計画	歯科口腔保健の推進に関する法律第13条
第2期広島県地域福祉支援計画〔R6.3〕	R6～R11 年度	【目的】市町が策定する「地域福祉計画」の達成に資するため、広域的な見地から市町の地域福祉の取組への支援に係る関係事項を一体的に定める。 【内容】多様な主体による地域の支え合いと包括的な相談支援体制の構築等に向けた地域福祉を推進するための諸施策等	社会福祉法 第108条第1項

(注) 主な中・長期の計画及び構想等を記載している。(順不同)